

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十四号

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「公営企業部長」を「企業局長」に改める。

第四条の二中「公営企業部」を「企業局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。